

## 【件名】

インドにおける新型コロナウイルスに関する注意喚起（その11：インド人に対する日本への渡航情報の発出，インド国内における新規陽性事例）

## 【ポイント】

- インド政府は，日本への不要不急の渡航の中止を呼びかけました。
- 3月3日から4日にかけて，インド国内で新たな新型コロナウイルスの陽性事例が確認され，インドでの陽性事例は合計で28例になりました。
- インド政府は，今後は特定の国からの航空便に限らず，全ての国際便の搭乗者に対して，入国前の発熱検査等を行うと発表しました。

## 【本文】

1 インド政府は，従来の中国，イラン，韓国，イタリアへの渡航情報に加え，日本への不要不急の渡航中止を呼びかけるとの渡航情報を発出しました。

2 また，3月3日から3月4日にかけて，インド国内で新たな新型コロナウイルスの陽性事例が確認されました。2月上旬までに確認されたケララ州での3例（既に退院）及び3月2日にデリー及びテランガナでそれぞれ確認された2例に加え，ジャイプールで確認されたケース及びその関係者が17例，アグラで確認されたケースが6例とのことであり，インド政府によると，これまでにインド国内で感染が確認されたケースは合計28例となりました。

3 さらに，インド政府は，今後は特定の国からの航空便に限らず，全ての国際便の搭乗者に対して，入国前に発熱検査等を行うと発表しました。

4 3月3日，インド政府は，イタリア，イラン，韓国，日本の国籍者に対して3月3日以前に発給されていたあらゆるビザ（通常ビザ及びe-Visa）は無効となると発表し，インドに入国する必要がある人は，最寄りのインド大使館，インド総領事館において新たなビザの申請を行う必要があるとしています。

本件措置について，インド政府は，就労ビザ等でインド国内に滞在中の邦人やその家族が出張や休暇等で一時的にインドを出国する場合についても，インドを出国した時点でビザが無効となり，インドに戻るためにはあらためて出国先国の最寄りのインド大使館，インド総領事館において新たなビザを取得し直す必要があるとしています。本件措置は，マルチビザでこれまでに複数回インドを訪問している人にも適用されるということです。また，現在インドを出国している人は改めてビザを取得し直す必要があるということです。

5 新型コロナウイルスに関連してインド政府が実施している検疫措置は次のとおりです。

(1) 全ての国際線航空便の搭乗者に対して、入国前に発熱検査及び健康診断カード申告によるスクリーニングを実施する。

(2) スクリーニングの結果、発熱(37.2℃以上)や咳等の呼吸器症状がある場合には、停留(検疫)施設や医療機関に送られ、一定期間停留される可能性がある。

(3) 中国、韓国、日本、イラン、イタリア、香港、マカオ、ベトナム、マレーシア、インドネシア、ネパール、タイ、シンガポール、台湾から到着した渡航者は、入国後28日間、インド政府による観察対象者とされ、健康状態等について照会される場合がある。新型コロナウイルス感染者や感染の疑いのある者と接触があったと判断される場合は(疑い事例の人と機内で近くの席に座っていた場合を含む)、隔離される可能性がある。

6 在留邦人、インド旅行中もしくはインド訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めてください。また、ご自身や周囲の人の感染予防のため以下の点にご注意下さい。

(1) アルコール系手指消毒薬または石鹸と流水による手洗いを頻繁に行う。目、鼻、口などに触れる前に手洗いをする。

(2) マスク等の確保に努め、咳やくしゃみがあるときはマスクを着用して鼻と口を覆う。マスクがない場合は、咳やくしゃみのときに口と鼻をティッシュなどで覆い、手洗いを行う。

(3) 不特定多数の人と密閉された屋内で会うことを可能な限り避け、体調不良のときは外出を控える。

(各種情報が入手できるサイト)

インド保健・家庭福祉省公式ツイッター

[https://twitter.com/MoHFW\\_INDIA](https://twitter.com/MoHFW_INDIA)

インド入国管理局ホームページ

<https://boi.gov.in/>

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

厚生労働省ホームページ：新型コロナウイルス感染症について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

首相官邸ホームページ：新型コロナウイルス感染症に備えて

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

(お問い合わせ先)

在インド日本国大使館

電話 : 011-4610-4610 (代表)

email : [jpemb-cons@nd.mofa.go.jp](mailto:jpemb-cons@nd.mofa.go.jp)